

### 第3回住民代表者懇談会 議事要旨

日 時 平成28年10月1日(土)

午後6時00分

場 所 塩釜地区環境センター

#### 1. 前回の確認事項について

##### (1) 住民代表者懇談会の運営について

質問：代表者	私たちは組合からの要請を受けて来ており、受け身の立場であるため座長、副座長として懇談会を運営するのはおかしい。
回答：事務組合等	進行については消防事務組合で行います。(進行役を事務局長に変更)

#### 2. 協議事項

##### (1) これまでの経過について

質問：代表者	6haについては決定ではないのか。
回答：事務組合等	文化財保護課からは必要最小限の面積にするようにとの指導を受けている。利府町と協議し、なんとかここまでは確保したいということで6haの区域を図化した。今後も協議が必要となるため決定ではない。

質問：代表者	6haは2市3町で買い上げるのか。
回答：事務組合等	消防事務組合が買い取る。

質問：代表者	計画地は採石場の埋め戻しもできていない状況である。採石業者との協議の見通しはどうなっているのか。
回答：事務組合等	今回示した区域を斎場建設予定地と設定したとすれば、この区域については斎場建設を行う組合が必要な処置を行うことになると考えている。その他の区域についてはあくまでも林地開発の許可を取得した採石業者の方が責任を持って埋め戻しを行うべきではないかと考えている。
回答：事務組合等	現採石場の許可区域の工区分けを採石業者に行っていただくことを前提に、斎場計画地の区域について完了届を採石業者から県に出していただかないと斎場建設は進められない。
質問：代表者	林地開発の完了届は植林が終わった時点で完了と認めるのではないのか。
回答：事務組合等	地域森林計画対象民有林の範囲は、質問の通り植林が必要となるが、そうでない範囲の植林は不要であり、斎場整備は植林不要の範囲を取得して進めたいと考えている。地域森林計画対象民有林以外は当初の計画から植林不要の範囲となっている。
質問：代表者	採石業者の埋戻し等が行われず、現状復旧がなされない場合のことが不安である。

(2) 新斎場建設計画素案について

質問：代表者	計画地内における 3 地区の所有面積はどうなっているのか。
回答：事務組合等	概ね浜田地区・須賀地区の所有地が 2.3～2.4ha 程度、赤沼地区の所有地は隣接する採石区域のため、今回の計画区域には入っていない。個人の所有地が 1.4ha 程度である。
質問：代表者	計画地は特別名勝松島保存管理計画の第 1 種保護地区 1B 地区(1B 地区)であるが、斎場建設地以外は 1B 地区として残るのか。
回答：事務組合等	特別名勝の区域は基本的に変えられないというのが文化財保護課の考え方である。
質問：代表者	松島海岸から上って来て、湯の原の温泉の道路側に建物が建設されている。そこに建物が建設できて、海岸から離れた計画地に建物ができないというのはおかしいのではないか。固定資産税だけ納めて何の活用もできないということを考慮してもらわないと地権者は納得しないのではないか。
回答：事務組合等	町としても松島湾の裏側の部分を活用できるようにしてもらいたいと毎年 2、3 回は文化庁に要望を行っているが、許可されない。町としても困っている。
質問：代表者	我々の代では無理でも将来的に活用できるようになるというのであれば協力するかもしれないが、斎場単体で周辺は何も活用できないというのでは何もメリットがない。
回答：事務組合等	これまでも特別名勝の区域指定については協議を行ってきたが許可されていない。皆さまの思いは理解できるが、我々は区域指定を外すことができる立場ではないので、明言はできない。
質問：代表者	斎場の他にスポーツ施設や地域で使える施設、避難施設をつくるなど、ここに斎場を建てる事のメリットが示されていない。
質問：代表者	斎場建設には条件付きで賛成である。しかし、地域に対するメリットがなければ賛成はできない。
回答：事務組合等	文化財保護課からは、必要最小限の施設をつくるようにとの指導を受けている。斎場建設区域内の問題と各地域に残されている課題をどういった形で 2 市 3 町が応援できるかということについては他の首長と相談しながら今後詰めていく問題だと理解している。区域内の問題と町内会（地区）の課題・問題は分けて協議をさせていただきたい。3 地区個々の要望を 2 市 3 町の中で議論しながらできることをやらせていただきたい。

質問：代表者	首長に限らず 2 市 3 町の代表者がこの懇談会に出席しなくてよいのか。
回答：事務組合等	懇談会でお話いただいた内容は消防事務組合の管理者・副管理者会議で説明させていただいている。
質問：代表者	議事録を HP や紙で見ると自分の目で見て聞くのでは大違いである。そのことを伝えていただきたい。それで来ないのであれば構わない。
回答：事務組合等	斎場の事業主体である事務組合と地元の利府町で、まず地元の方と話をさせてくださいと私共から申し上げた。必要であれば 2 市 3 町の首長も全員来ると言っているの、しっかりと対応させていただく。また、必要に応じ、構成市町の関係課長の出席も確認している。